

令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜
推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜（以下「推薦選抜等」という。）
における新型コロナウイルス感染症対応に関わる実施要綱

島根県教育委員会
松江市教育委員会

■推薦選抜等の基本原則

志願者の志願先の島根県公立高等学校を推薦選抜等の受検会場（以下「学校会場」とする）として、面接及び作文・実技検査等を実施する。

受検会場の運営は、各高等学校が担当する。

面接の実施にあたっては、令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「実施要綱」とする）の「XV 面接実施要領」に基づき実施する。また、面接については、対面による方式で実施する。

■新型コロナウイルス感染症対応に関わる対応について

1. 学校会場への移動等における新型コロナウイルスの感染リスクの軽減を最大限に図るため、次の措置を定める。
 - (1) 「会場等の特別措置」として県教育委員会は松江会場を用意する。
 - (2) 各高等学校は、学校会場とは別に、松江会場の設定を可とする。
 - (ア) 松江会場の設定は、県教育委員会又は松江市教育委員会と各高等学校が個別に協議した上で決定する。協議の最終期限は、12月25日（金）までとする。ただし、その後の感染状況によっては協議に応じる。
 - (イ) 松江会場を設定した学校は、募集要項やホームページ等を通じて受検生や中学校等に周知する。
 - (ウ) 松江会場設定校一覧を、県教育委員会ホームページに掲載する（12月下旬を予定）。
 - (3) 松江会場を利用できる推薦選抜等の実施日は、令和3年1月19日（火）、20日（水）とする。
 - (4) 松江会場は、当該高等学校により運営され、対面による面接等を実施する。
 - (ア) ただし、緊急措置として、松江会場と学校会場をつないだオンラインによる面接を認める場合がある。
 - (イ) オンラインによる面接は、志願者が承諾した場合のみとする。
 - (ウ) オンラインによる面接の途中で機器の不具合等により面接が実施できなくなった場合は、別途面接機会を必ず保障しなければならない。
 - (エ) オンラインによる面接実施にあたっては、県教育委員会又は松江市教育委員会の事務局が、当該高等学校の運営を補助することがある。
2. 特定の高等学校で感染者が発生し、学校会場での実施が困難な場合は、学校会場以外の公共施設で実施することがある。
 - (ア) 会場手配については、県教育委員会又は松江市教育委員会が、高等学校と協力して行う。
 - (イ) 会場手配については、県内の各市町村教育委員会に協力を依頼することがある。

3. 各高等学校で設定した推薦選抜等実施日に、新型コロナウイルス感染症罹患等で受検できない受検生がいた場合、特別措置として令和3年1月25日（月）に受検日を設定する（以下、「別日」とする。）。
なお、学校会場とは別に県教育委員会又は松江市教育委員会が、松江会場を用意して対応することがある。
4. 入国制限のある国・地域に居住する者が志願した場合、帰国・外国人生徒等の取り扱いについては、実施要綱の「VI 帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置 7その他(2)」において、必要に応じて県教育委員会又は松江市教育委員会と協議することとしていることから、新型コロナウイルス感染症対応に関わり、推薦選抜等における選考方法についても、協議の上取り扱いを決定する。

■手続き要領

出願については、実施要綱にある出願手続（推薦選抜の場合はP19(3)出願ア、イ）により行う。ただし、次の1、2の場合については、以下に示す手続きを行うこと。

1. 松江会場が設定された場合

「会場等の特別措置」により、志願先の高等学校が、学校会場とは別に松江会場を設置した場合の手続きは、次の通りとする。

(1) 志願者の手続き

「会場等の特別措置」を願い出る場合は、入学願書（様式第1号）右部の受検票の検査場名（※印）欄に「**松江会場**」と朱書きすること。学校独自に作成された推薦選抜等の入学願書に「松江会場」と印字されている場合は、朱書きで○をすること。

(2) 出身中学校等の校長の手続き

実施要綱のP19の(3)出願手続イ(エ)で求める公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第15号）（推薦選抜用）の特記事項欄に「松江会場」と記入すること。

(3) 高等学校の事務処理等

(ア)公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第15号）（推薦選抜用）の写し1部を、令和3年1月14日（木）15時までに教育指導課長に提出する。

(イ)オンラインによる面接を実施する可能性がある場合又は実施が確定した場合

志願者に緊急時の場合を想定してあらかじめ同意書の提出を求めたり、募集要項等に明記したりすることで、事前に志願者がオンラインによる面接に同意していることを確認すること。

2. 別日で受検する志願者がいた場合

新型コロナウイルス感染症罹患等で推薦選抜当日に受検できず、別日での受検を希望する場合の手続き等は、次の通りとする。

(1) 実施対象

令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜の推薦選抜等に出願した者で、新型コロナウイルス感染症罹患患者であるなど、やむをえない理由で推薦選抜等が受検できなかったことを証明できる者に限る（詳細は別途通知）。

(2) 実施期日及び選抜方法

実施期日は、令和3年1月25日（月）の1日とし、選抜方法は推薦選抜当日と同じとする。

(3) 実施会場

(ア) 会場は、学校会場とする。

(イ) ただし、県教育委員会又は松江市教育委員会が松江会場を用意することもある。

(ウ) 面接等の時間及び場所は、当該高等学校長が指定し、出身中学校等の校長を通じて志願者へ通知する。

(4) 出願期日及び手続き

(ア) 推薦選抜等実施日に、新型コロナウイルス感染症罹患であるなど、やむをえない理由の欠席者が生じた場合は、高等学校の校長はすみやかに教育指導課に報告し、別日の受検対象者として適切であるか否か等の検討に入る。

(イ) 別日の受検対象者は、1月22日（金）午前10時までに、医師の診断書等の公的証明書類を提出した者で、別日当日の受付までに受検が可能であると確認できる者とする。

（詳細は別途通知）

(ウ) 別日の受検対象とする場合は、当該高等学校の校長が出身中学校等の校長を通じて別日での受検希望の有無を確認し、希望があれば、次の(エ)(オ)で示す出願手続きを行う。

(エ) 志願者の手続き

別日受検を希望する志願者は、公的証明書類を添えて「推薦選抜等 別日 受検願（様式Ⅰ）」を、出身中学校等の校長を経由して、1月22日（金）10時までに出願先の高等学校長に提出しなければならない。

(オ) 出身中学校等の校長の手続き

中学校長は、以下のものを、1月22日（金）10時までに出願先の高等学校長に提出する。

ア 推薦選抜等 別日 受検願（様式Ⅰ）1部

イ 公的証明書類（医療機関等が発行する診断書等の証明書など）各1部

ウ 推薦選抜等 別日 受検者名簿（様式Ⅱ）3部

(カ) 高等学校の事務処理等

- ・(オ)のア～ウの提出を受けた高等学校長は、別日を受検する理由を審査し、県教育委員会又は松江市教育委員会と協議の上、正当と認めた場合、受検を許可する。
- ・受検を許可した高等学校長は、1月22日（金）11時までに別の実施日受検者確定数を電話で教育指導課長に報告する。
- ・受検を許可した高等学校長は、「推薦選抜等 別日 受検者名簿（様式Ⅱ）」の※印欄に記入のうえ、1月22日（金）17時までに、中学校等の校長を通じ受検者に通知する。
- ・受検を許可した高等学校長は、1月22日（金）17時までに「推薦選抜等 別日 受検者名簿（様式Ⅱ）」1部を教育指導課長に提出する。

(5) その他

(ア) 別日の受検料は徴収しない。

(イ) 別日の受検者は推薦選抜等で交付された受検票を持参する。

3. その他

(1) 受検上の注意等は各高等学校の指示による。

(2) 実施要綱「Ⅶ 特別な配慮を必要とする場合の措置」2申請手続き(3)については、推薦選抜等も同様とする。

(3) 不測の緊急事態に備え、高等学校から中学校、受検生への連絡方法を確認しておくこと。

(4) 松江会場の設定が必要な場合は、別途県教育委員会又は松江市教育委員会と協議すること。

(様式 I)

令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜
推薦選抜等 別日 受検願

令和3年1月 日

島根県教育委員会 様

志願者 ふりがな
氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

現住所

在籍又は出身中学校名

推薦選抜等受検番号

入学志願先高等学校

志望校

高等学校

科

志願者の保護者氏名

印

私は、下記の理由により令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜（推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜）を受検できなかったため、別日での受検を認めていただきますようお願いいたします。

記

推薦選抜当日に受検できなかった理由

上記の理由に相違ないことを証明します。

令和3年1月 日

中学校名

校長氏名

印

注：医師の診断書等を添付すること

(様式Ⅱ)

令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜
推薦選抜等 別日 受検者名簿

中学校名
校長氏名

印

※検査場	受検番号	氏 名	性別	備 考

上記のとおり検査場を決定する。

令和3年1月 日

※

高等学校長

印

(記入上の注意)

- 1 ※欄は、高等学校において記入する。
- 2 受検番号は、推薦選抜等において交付された受検票の受検番号を記入する。